

## 2021年 水道水源の保全等に関する要請書について (回答)

- 提出者：全水道中国地方本部、全水道山陰地区本部、自治労鳥取県本部
- 受付日：令和3年7月15日
- 回答日：令和3年9月13日

1 汚染物質を排出しないよう、工場・事業所の廃水規制と監視体制を強化し、事業者が排水設備を充実できるように積極的な支援を行うこと。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

工場・事業所の排水は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき県が監視しています。

排水設備については、同法に規定する排水基準に適合させるための必要な設備を各工場・事業所において整備すべきものと考えます。

2 水源上流域での開発行為の規制および一般・産業廃棄物の不法投棄・適正処理への監視体制の強化をはかること。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

水源上流域での開発行為については、それぞれ適用となる法律に基づき、適正に対応しているところです。

不法投棄については、水源上流域に限らず市内全域でパトロールの実施、監視カメラ・啓発看板の設置等により、不法投棄の未然防止を図っております。また、不法投棄を確認した場合は、速やかに投棄物を処分するなどの対策を講じて再発防止に努めます。河川に係る有害化学物質については、水質汚濁防止法に基づき県が作成した測定計画に沿って水質検査を行っております。

3 河川における内分泌かく乱化学物質などの有害化学物質の調査を強化して公表し、対策を明らかにすること。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

内分泌かく乱化学物質などの有害化学物質の調査については、県が隔年で調査を実施しています。調査結果については、鳥取県のホームページ上で公開されています。

4 水源上流域での農薬・肥料および化学肥料等有害物質の使用規制・監視の強化をはかること。とりわけ、農薬の空中散布は、中止すること。

【回答：農林課 Tel 22-8157】

平成27年改訂版の倉吉市農業基本計画に「環境保全型農業の確立」を掲げ、減化学肥料・減化学農薬の取組みを推進しています。なお、松くい虫対策での農薬の空中散布は、平成16年度から実施していません。

5 良質な水源確保をはかるため、水系別での水道水源保護条例を制定するとともに、その関係自治体間による協議会を設置し、水系別および流域毎の総合的な保全対策をはかること。

【回答：上下水道局 Tel 27-0636】

「水循環基本法」第11条において、政府がこの法律の目的を達成するために必要な法制上及び財政上の措置やその他の措置を講じるよう定めてあり、また、水源の水質に影響があると認められる地域が広範囲であることから、市条例より国及び県による法規制が妥当であると考えます。

関係自治体間では、現在、国土交通省倉吉河川国道事務所が事務局となり、「天神川を軸とした上下流

交流により、安全で潤いのある親しみやすい天神川をつくる」ことを目的として、「天神川流域会議」が設置され、天神川流域住民と天神川一斉清掃をする等の水環境の保全活動を展開しているところです。また、県により「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」に基づき、平成25年に「鳥取県持続可能な地下水利用協議会」が設置されています。

今後も、「鳥取県持続可能な地下水利用協議会」、「天神川流域会議」、「天神川水系水質汚濁防止協議会」に積極的に参加し、関係する自治体と連携し、良質な水源確保に努めてまいります。

- 6 良質で豊富な水道水源を確保するため、水源涵養林の保護と育成をはかるとともに、行政としての財政処置を行うこと。

【回答：農林課 Tel 22-8157】

倉吉市の総面積27,215haのうち森林面積は18,436haで、総面積の約68%を占めています。そのうち、水源涵養林の機能を含む水土保全林面積は、13,735haで全森林面積の約75%です。これらの森林の保護育成を図るため、「森林病虫害等防除事業」、「森林整備担い手育成対策事業」、「間伐・造林事業」等各種事業を実施しており、今後も森林所有者の意識向上、事業啓発に努めるとともに、森林環境譲与税を有効に活用し、森林保全を推進します。

- 7 汚水処理未整備地域の生活排水処理のための施設整備を行うこと。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、「倉吉市浄化槽設置事業補助金」制度を活用し、合併浄化槽を設置していただくよう、対象者の方に制度の周知と啓発に取り組んでいきます。

- 8 上記に対する財政措置の充実および補助の増額を行うこと。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

合併処理浄化槽の設置者に対しては、「倉吉市浄化槽設置事業補助金交付要綱」に定めるところにより補助金を交付しています。現在、補助制度の拡充について検討しています。

- 9 自治体の責務として、水道水源に影響を及ぼさないよう、処理水の排水基準を強化し、その指導・監視の強化をはかるとともに、水質検査体制を構築すること。

【回答：上下水道局 Tel 27-0638】

処理水の水質検査については、鳥取県流域下水道公社及び倉吉市で下水道法等に基づき実施し、放流水の監視を行っておりますが、今後とも現行基準により水質検査を行ってまいります。

- 10 環境を汚染し、人体に影響を及ぼす合成洗剤から、安全で環境にやさしい石けん使用への普及促進をはかるとともに、その啓発活動を行うこと。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

石けん使用の普及促進、啓発活動については、合成洗剤がスーパー、コンビニ、ドラッグストア等で容易に安価で入手でき一般に浸透していることから、石けんの普及は現実的に困難であると思われます。

- 11 公共施設での合成洗剤の使用を中止し、石けん使用へ切り換えること。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

公共施設についても回答10と同様の理由により、全てを石けん使用に切り替えることは現実的に困難であると思われます。

12 過剰な地下水の採取は、地下水位の低下を招き、地盤沈下や地下水の塩水化等の障害の原因となり、環境面への影響は計り知れないことから、速やかに地下水の適正な管理を行うとともに、採取規制等の対応を行うこと。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

地下水の採取に関しては、とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）により地下水の採取に関し必要な規制等が定められています。

13 「施設の更新・耐震化」「技術継承・人材育成」は水道・下水道事業の共通課題であり、公営事業として、持続性を確保するための施策を構築すること。

【回答：上下水道局 Tel 27-0636・27-0638】

長期的・効率的に安定した事業運営を図るために、令和2年度より水道事業（上水道事業、簡易水道事業）及び下水道事業（公共下水道事業、集落排水事業）を併せて地方公営企業法の適用を行い、固定資産の適正な管理や、経営状況の明確化等に努めるとともに、「施設の更新・耐震化」「技術継承・人材育成」の課題に対応するため、水道事業では、アセットマネジメント・水道事業ビジョン・基本計画及び更新計画を通して、計画を実行しているところです。また下水道事業については、下水道施設全体の中長期的な維持管理・改築を計画的・効率的に管理するストックマネジメント計画の策定を進めているところです。

14 簡易水道事業の水道事業への統合後の検証を十分に行い、問題点がある場合は早急に解決し、健全経営と安定供給のための措置を講ずること。

【回答：上下水道局 Tel 27-0636】

簡易水道事業の一つである「富海簡易水道事業」について、令和2年4月より「倉吉市上水道事業」へ統合を行ったところです。また長期的・効率的に安定した事業運営を図るため、簡易水道事業につきまして、令和2年度から地方公営企業法の適用を行いました。健全な経営と安定した供給を継続させるため、水道事業経営戦略・アセットマネジメント・水道事業ビジョン・基本計画及び更新計画を通して、実行してまいります。

15 水循環基本法の趣旨、制定の意義を十分理解し、この法律を実効性あるものにするために、引き続き積極的な取組みを行うこと。

【回答：環境課 Tel 22-8168】

水循環基本法の基本理念を踏まえ、循環する地表水や地下水が人の活動及び環境保全に果たす機能を失うことがないように適切に対処します。

16 公契約条例の制定を早期に行うこと。

【回答：総務課 Tel 22-8112】

公契約条例の制定については、最低賃金法等の労働法制との整合性に問題があると考えており、国が法律によって制度化すべきものであり、国が制度設計を行うことが適当であると考えております。

ただ、適正な賃金や労働条件を確保するという意味で大変重要なこととして認識しており、他の自治体の状況、特に効果・問題点について注視していきたいと考えます。

17 危機管理体制の充実に関する事項

(1) 緊急避難場所等の飲料水を一定期間確保するために、計画的に緊急貯水槽の設置を行うこと。

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

緊急貯水槽は、通常時は水道管路の一部として機能し、地震等の災害時には消火用及び飲料用として貯留水を利用できる水槽ですが、本市では、耐震性貯水槽を消火用として順次整備しております。また、災害用の飲料水としては、運搬や配布が容易なペットボトルでの備蓄を行っているところです。

現時点では緊急貯水槽を整備する計画はありませんが、その有効性等について引き続き、調査・研究してまいります。

(2) 災害時における他都市からの災害派遣隊の受け入れ体制の確立を図ること。

【回答：防災安全課 Tel 22-8162】

吉市では、災害時の職員派遣や生活必需物資の受入れ等について、県内他市町村や他県市町村と災害時相互応援協定を締結しています。

18 水道事業の持続性確保、基盤強化のため、震災対応や更新計画などの策定、適切な資産管理の推進が不可欠であることから、水道事業に係わる人材の確保・育成策を強力に推進すること。

【回答：上下水道局 Tel 27-0636】

持続可能な水道事業とするため、水道の基盤を強化することが求められており、そのための専門的な知識や経験を有する人材を継続的に育成し確保していくことが必要不可欠です。

日常業務を通じた指導や教育、計画的に研修へ参加することなどにより、人材の育成に取り組んでまいります。

19 新型コロナウイルス感染症の対応について、生活や社会経済活動の基盤として必要不可欠な水道水を供給する主体として、水の供給に支障が生じることのないよう、感染予防対策に努めるなど、最大限の支援を行うこと。

【回答：上下水道局 Tel 27-0636】

新型コロナウイルス感染症対策として、政府による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に従い、緊急事態宣言時におきましては、事業の継続が求められる事業者として、状況に応じて分散勤務や交代勤務、テレワークなどの実施や、「手洗い・うがい・マスクの着用」などの基本的な公衆衛生対策、「三つの密」を避けるための取り組みを継続しているところです。